

実質判断行わず不当判決

とめよう!「外環の2」武蔵野訴訟 住民側が即日控訴

都が計画する地上部街路「外環の2」(目白通りから東八道路までの約9キロ)をめぐる、計画地内に住む武蔵野市の住民が都を相手取って都市計画決定の無効確認などを求めた「とめよう!「外環の2」武蔵野訴訟」の判決が17日、東京地裁(増田稔裁判長)でありました。

判決は、住民側の「外環の2」計画が違法・無効だとする主張について実質的な判断を全く行わないまま、住民側は即日控訴

訴しました。

「外環の2」計画は、「外環本線」の高架式道路を造ることを前提に、高架下部分の「死に地」を有効活用しようとして1966年、「外環本線」と同時に都市計画決定されました。住民の反対運動のなかで長期間にわたり凍結されていましたが、90年代に入り「外環本線」建設の動きが再燃。当時の石原慎太郎都知事が06年4月の都議会定例会見で「地下工法でやるので地上に暮らすみなさんは安心してもらいたい」と表明。住民の立ち退き負担を軽減するためとして07年、「外環本線」を地下方式に変更決定しました。

訴訟で住民側は、「外環本線」の大深度地下構造への計画変更で、「外環の2」は廃止するしかなかったことを主張・立証してきました。

判決は、「外環本線と外環の2とは、その構造等において、事実上、一体のものとして計画されたもの」と認めるのが相当」としながらも、「都市計画は、別個の手続きを経て決定されたものであり、法的には一体のものではない」と都の主張に追随。都の地域住民無視、開発優先の姿勢を擁護するものとなっています。

報告集会 白紙撤回まで闘う

武蔵野訴訟の不当判決が出された17日夜、武蔵野市内で報告集会が行われ、計画地沿線住民や支援者ら約100人が参加しました。

加納小百合、上原公太、瀬川宏貴の3弁護士が訴訟の経緯と判決の不当性を報告。「納得できない判決であり即日控訴した」と述べ、引き続き東京高裁での闘いへの支援を訴えました。



控訴審を闘う決意がみなぎった報告集会＝17日、武蔵野市・吉祥寺南町コミュニティセンター

住民の多くは、これで「外環の2」計画がなくなったものと思っていました。

ところが都は、「外環の2」計画を廃止せず、これを強行する姿勢を示したため、故上田誠吉弁護士が都市計画決定の無効を主張して2008年10月に提訴。09年5月に上田氏が死去したのに伴い妻の圭子さんが原告を引き継ぎました。

対するともに、…「外環の2」計画が白紙撤回されるまで、「街を壊すな!」地域をまもれ!」の声を上げ続けてゆく」と宣言しています。

原告の上田圭子さんは「自分たちの平和なまちを守るため、道路の計画が先ではなく、住む人間のための都市計画として考えてもらいたい」と述べ、控訴審を闘う決意を披露しました。

今後のたたかいかいについて、さまざまな角度からの報告、発言があり、最後に集会決議が採択されました。

学准教授が基調講演。欧米の実態を紹介しながら実効性ある住民参加をどう勝ち取るか、問題提起を行いました。

原告の上田圭子さんは「自分たちの平和なまちを守るため、道路の計画が先ではなく、住む人間のための都市計画として考えてもらいたい」と述べ、控訴審を闘う決意を披露しました。

ついで小山雄一郎玉川大